

# 令和2年度 大東市教育委員会 6月 定例会 会議録

## 1. 開催年月日

令和2年6月30日（火） 午前10時00分～午前10時45分

## 2. 開催場所

大東市立市民会館中会議室

## 3. 出席者（4名）

- ・ 教育長 水野 達朗
- ・ 教育長職務代理人 太田 忠雄
- ・ 教育委員 田中 佐知子
- ・ 教育委員 齊藤 めぐみ

## 4. 出席説明員（15名）

- ・ 学校教育部長 北田 吉彦
- ・ 学校教育部指導監 伊東 敬太
- ・ 生涯学習部長兼総括次長 馬場 弘行
- ・ 学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 佐々木 由美
- ・ 学校教育部教育政策室課長 杉谷 明子
- ・ 学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・ 学校教育部教育政策室課長 渡邊 良
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 奥村 彰悟
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 北村 孝史
- ・ 学校教育部次長兼学校管理課長 清水 鉄也
- ・ 生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・ 生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・ 生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・ 学校教育部教育政策室課長補佐 岡田 健嗣

## 5. 傍聴者 0名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第24号  
大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日 程 第 3 教委議案第25号  
大東市立幼稚園条例施行規則の一部改正について
- 日 程 第 4 教委議案第26号  
「令和2年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について
- 日 程 第 5 一般業務報告

## 7. 議案書

教委議案第24号

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教委規則第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月30日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る臨時休業措置により減少した授業時間数を確保するため、夏季休業期間を短縮して授業を行う必要があることから、夏季休業期間の変更に伴う本市関連規則の所要の改正を行うもの。

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

令和 2 年 7 月 1 日

教委規則第 8 号

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年教委規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年度における学期及び休業日の特例）

- 2 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年度における学校の学期のうち、第 1 学期は 4 月 1 日から 8 月 19 日まで、第 2 学期は同月 20 日から 12 月 31 日までとし、同年度における学校の休業日のうち、夏季休業日は 8 月 1 日から同月 19 日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市立小学校および中学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>附則  <u>(施行期日)</u>                      1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和33年4月1日から施行する。  <u>(令和2年度における学期及び休業日の特例)</u>                      2 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の学期のうち、第1学期は4月1日から8月19日まで、第2学期は同月20日から12月31日までとし、同年度における学校の休業日のうち、夏季休業日は8月1日から同月19日までとする。この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附則(昭和40年教委規則第1号)～附則(平成23年教委規則第11号) (略)</p>	<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>附則                      この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和33年4月1日から施行する。</p> <p>附則(昭和40年教委規則第1号)～附則(平成23年教委規則第11号) (略)</p>

教委議案第25号

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和2年6月30日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る臨時休業措置により減少した教育時間数を確保するため、夏季休業期間を短縮して教育を行う必要があることから、夏季休業期間の変更に伴う本市関連規則の所要の改正を行うもの。

# 大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

令和 2 年 7 月 1 日

教委規則第 9 号

大東市立幼稚園条例施行規則（昭和 4 6 年教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年度における教育期日及び休園日の特例）

- 2 第 1 5 条及び第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年度における幼稚園の教育期日のうち、第 1 期は 4 月 1 日から 8 月 1 9 日まで、第 2 期は同月 2 0 日から 1 2 月 3 1 日までとし、同年度における幼稚園の休園日のうち、夏季休業日は 8 月 1 日から同月 1 9 日までとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市立幼稚園条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第32条 (略)</p> <p>附則  <u>(施行期日)</u>  <u>1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。</u>  <u>(令和2年度における教育期日及び休園日の特例)</u>  <u>2 第15条及び第18条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における幼稚園の教育期日のうち、第1期は4月1日から8月19日まで、第2期は同月20日から12月31日までとし、同年度における幼稚園の休園日のうち、夏季休業日は8月1日から同月19日までとする。</u></p> <p>附則(昭和50年教委規則第3号)～附則(平成元年教委規則第3号) (略)</p>	<p>第1条～第32条 (略)</p> <p>附則  この規則は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附則(昭和50年教委規則第3号)～附則(平成元年教委規則第3号) (略)</p>

教委議案第26号

「令和2年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について

「令和2年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について、委員会の議決を求める。

令和2年6月30日提出

大東市教育委員会  
教育長 水野 達朗

理 由

「令和2年度中学生チャレンジテスト」の結果について、実施要領に基づき、公表内容及び方法についての方針を定めるため。

## 令和2年度中学生チャレンジテスト 実施要領 (抜粋)

### 1 調査目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。  
加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。

### 2 調査対象

- (1) 原則として、府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部並びに府立中学校及び支援学校中学部（以下「学校」と言う。）の第1学年、第2学年及び第3学年を対象とする。
- (2) 特別支援学校、府立支援学校中学部及び中学校の支援学級に在籍している生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する生徒は、調査の対象としないことを原則とする。
  - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
  - ② 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校及び府立支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

### 3 調査実施日

第1学年、第2学年	令和3年1月13日（水）
第3学年	令和2年6月17日（水） ➡ 中止

### 4 調査内容

- (1) 調査の対象教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年で、国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施する。
- (2) 出題範囲は、別紙のとおりとする。
- (3) 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

## 5 調査実施場所及び調査時間

- (1) 調査実施場所は、各学校とする。
- (2) 調査時間は、1教科あたり45分とする。

## 6 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) 調査は、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、調査の一部（問題冊子等の作成・配送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、調査にあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行う。
- (3) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査実施にあたる。
- (4) 調査実施に関するスケジュールについては、別途示す。

## 7 調査結果の取扱い

### (1) 調査結果の示し方

- ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均点
- ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
- ③ その他、調査の目的の達成に資する調査結果等

### (2) 調査結果の提供

- ① 大阪府教育委員会は、調査の目的の達成に資するため、原則として以下の調査結果を提供する。

ア 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体の調査結果、その設置管理する学校ごとの調査結果及び府全体の調査結果

イ 学校に対しては、当該学校全体の調査結果、各生徒の調査結果及び府全体の調査結果

ウ 生徒に対しては、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果

- ② 学校は、調査に参加した生徒に対して、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果を配付すること。

### (3) 調査結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校においては、調査の目的を達成するため、調査結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組みに努めることとする。

- ① 大阪府教育委員会は、調査結果を踏まえ、市町村教育委員会及び学校における取組み

に対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。

- ② 市町村教育委員会においては、調査結果を踏まえ、設置管理する学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、域内の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各学校においては、調査結果を踏まえ、生徒の学力の向上をめざし、自らの教育の改善に向けて取り組むこと。
- ④ 上記の取組みを進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図ること。

） 教育委員会及び学校による調査結果の公表

調査結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかる調査結果を公表する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の状況にかかる調査結果の公表に努めること。  
また、自らが設置管理する学校の調査結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で、公表することは可能であること。

） 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ 調査結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、調査の目的に加え、調

査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

- ④ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

なお、平均点などの数値について一覧での公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ⑤ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する中学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の調査結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

## 留意事項

市町村教育委員会及び学校における実施・活用体制等

調査を実施するとともに、調査結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ① 市町村教育委員会においては、調査責任者及び調査担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。
- ② 学校においては、調査責任者及び調査担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。
- ③ 市町村教育委員会及び学校においては、調査の実施にあたって、その目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。
- ④ 市町村教育委員会及び学校においては、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 市町村教育委員会及び学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- ⑥ 市町村教育委員会及び学校においては、調査結果の分析やこれを活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

個人情報の保護

- ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取得しない調査方法を用いる。
- ② 市町村教育委員会及び学校は、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り

扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査は、市町村教育委員会及び学校の協力を得て実施するものであるが、学校保健安全法第20条や学校教育法施行規則第63条に示される臨時休業が生じた場合など、調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、調査実施日以降に別途調査することができる。この場合、全体の集計からは除外することとするが、市町村教育委員会及び学校の求めに応じて、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への対応

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生徒は、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、社会、数学、理科及び英語の時間に、別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことができる。なお、調査を行うにあたっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 調査実施マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、別途示す。

3 評定の公平性の担保に資する資料について

(1) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の作成

大阪府教育委員会は、調査結果を活用して、学校の評価活動の改善と充実を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を作成する。

(2) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の作成方法

① 作成にあたっては、調査対象校から一定数の学校（以下「抽出校」と言う。）を抽出する。

② 抽出校は、個々の生徒の当該年度の1学期及び2学期（2学期制の抽出校にあつてはそれに準じる期間）を通じた学習の実現状況に基づいて推定される成績（以下「仮評

定」と言う。)を大阪府教育委員会へ提供すること。なお、各抽出校が提供する仮評定は以下のとおりとし、具体的な提供方法等については、別途示す。

ア 第1学年 国語、数学及び英語

イ 第2学年 国語、社会、数学、理科及び英語

③ 大阪府教育委員会は、提供された仮評定と第1学年及び第2学年の調査の結果を分析し、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を作成する。

(3) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の取扱い

① 大阪府教育委員会は、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を市町村教育委員会へ提供する。

② 市町村教育委員会は、域内の学校に「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し学校の評価活動の改善と充実を図ること。

③ 学校は、「評定の範囲」、「府全体の評定平均」及び第3学年の調査結果により各校が求めた「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。

(4) 大阪府公立高等学校入学者選抜における「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の活用調査書に評定を記載する際に「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は令和3年度、第2学年は令和4年度、第1学年は令和5年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。

➡ただし、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る状況及び学校教育への影響等を考慮し、第3学年のテストは実施していないため、「大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書評定の府内統一ルール」への活用はない。

## 8. 一般業務報告

1. 大東市教育大綱 令和2年度版 実施計画の作成について
2. 令和3年度使用中学校教科用図書採択関係日程について
3. 大東市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について
4. 大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

## 9. 会議録

水野教育長	それでは、6月の教育委員会定例会を開催いたします。 本日の出席状況について報告をよろしくお願ひします。
北田部長	本日の出席者は教育長及び教育委員3名、合計4名でございます。 それでは、議事に入らせていただきます。
水野教育長	日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によりしくお願ひいたします。 次に、日程第2 教委議案第24号「大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、提案理由の説明をお願いします。
新井課長	日程第2 教委議案第24号「大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」ご説明させていただきます。本提案は「大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の一部を改正する規則について制定するものでございます。提案理由と致しましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る臨時休業措置により、減少した授業時間数を確保するため、夏季休業期間を短縮して授業を行う必要があることから、夏季休業期間の変更に伴う本市関連規則の所要の改正を行うものです。具体的な改正内容については、新旧対照表をご覧ください。改正点は附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、更に次の1項「令和2年度における学期及び休業日の特例」として「第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の学期のうち、第1学期は4月1日から8月19日まで、第2学期は同月20日から12月31日までとし、同年度における学校の休業日のうち、夏季休業日は8月1日から同月19日までとする」という内容を新たに加えるものです。 ご協議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願ひいたします。
水野教育長	それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願ひします。
太田教育長職務代理者	夏季休業期間を割り当てることで授業数を確保するためのものと思いますが、この対応によって、標準授業時数がカバーできるのでしょうか。また、夏季休業中ではなく、通常の1週間あたりの時数を増やすことによって、どうなるのか、教えてください。
奥村課長	夏季休業期間の対応により、小学校4年生以上で89時間増加します。学年によって異なりますが、標準授業時数が小学4年生以上は1,015時間となり、小学6年生と中学3年生を除けば、およそ6時間足りない状況となってきます。小6は23時間、中3は52時間、標準授業時数より足りない状況となります。従って各校の教育課程の編成の工夫により、7時間授業等を行っていただくことになっています。
水野教育長	他にございませんか。 無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めま

す。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

水野教育長

次に、日程第3 教委議案第25号「大東市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」の提案理由の説明をお願いします。

新井課長

日程第3 教委議案第25号「大東市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」の提案理由のご説明致します。

本提案は「大東市立幼稚園条例施行規則」の一部を改正する規則について制定するものです。提案理由と致しましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る臨時休業措置により、減少した教育時間数を確保するため、夏季休業期間を短縮して教育を行う必要があることから、夏季休業期間の変更に伴う本市関連規則の所要の改正を行うものです。具体的な改正内容については、新旧対照表をご覧ください。改正点は附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、更に次の1項「令和2年度における教育期日及び休園日の特例」として「第15条及び第16条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における幼稚園の教育期日のうち、第1期は4月1日から8月19日まで、第2期は同月20日から12月31日までとし、同年度における幼稚園の休園日のうち、夏季休業日は8月1日から同月19日までとする」という内容を新たに加えるものです。

ご協議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

水野教育長

次に、日程第4 教委議案第26号「令和2年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について」の提案理由の説明をお願いします。

奥村課長

日程第4 教委議案第26号「令和2年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について」ご説明させていただきます。

令和2年度中学生チャレンジテスト実施要領（抜粋）をご覧ください。

調査目的につきましては、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るものであることに加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供するものとなっております。

また、市町村教育委員会や学校が、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、PDCAサイクルを確立すること、学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図ること、生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解し、自らの学力に目標を持ってその向上への意欲を高めることなどが目的として挙げられてい

ます。

「3. 調査実施日」をご覧ください。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る状況及び学校教育への影響等を考慮し、令和2年6月17日（水）に実施予定であった第3学年のテストは中止となりました。このテストによる「大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書評定の府内統一ルール」への活用はありません。今年度は、今年1月に実施された2年生のチャレンジテストの結果を活用することとなっております。中3チャレンジテストの問題用紙等は各校へ送付されており、生徒の学習定着状況等を把握するために、有効に活用する予定です。

なお、第1学年と第2学年につきましては年明けの令和3年1月13日（水）に実施される予定となっております。

2ページ目の「7. 調査結果の取扱い」をご覧ください。

調査結果として示されますのは、

- ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均点
- ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
- ③ その他、調査の目的の達成に資する調査結果等

でございます。

調査結果の取扱いに関してですが、3ページ下段の「(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項」をご覧ください。

調査結果については、調査の目的を達成するため、適正に取り扱うものとし、公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること、とされています。

各校の平均点や評定平均の目安等を学校ごとに公表する、ということになりますと、学校のランクづけがなされてしまい、実施要領の、序列化や過度な競争が生じないようにする、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう十分配慮する、ということに鑑みますと、結果の公表については、昨年度までと同様、行わないものとさせていただくのが適切である、と事務局としては考えております。

チャレンジテストの結果の公表は、入学者選抜に使用されるという性格上からも、数値データによる単純比較が行われやすく、数値を上昇させることが主たる関心事となりやすいため、適切でないと考えます。

ご協議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、この案件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

水野教育長

・・・・・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

① 大東市教育大綱 令和2年度版 実施計画の作成について

⇒今年度、大東市教育大綱の改訂を予定しているが、コロナ禍の状況を踏まえ、現教育大綱についての実施計画を作成する。

② 令和3年度使用中学校教科用図書採択関係日程について

⇒令和3年度使用中学校教科用図書の採択に係る今後の日程を報告。

**意見・質問**

・学校教員の閲覧状況について

⇒学校から閲覧者名簿の提出を受けている。

・教科書センターへの一般の方の閲覧状況について

⇒8名程度来られている。

③ 大東市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について

⇒新型コロナウイルス感染症対策に関する取り組みとして令和2年度1学期の学校給食費を無償とし、所要の改正を行った。

④ 大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

⇒厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

水野教育長

この1カ月、学校現場でも、大東市全体でも、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、一歩ずつ、進んでいっていると感じておりますが、ご意見等いただければと思います。

田中委員

毎朝、子ども達が集団登校する姿を見て安心しています。まだまだ制限はありますが、学校の中でも数メートル離れて過ごすなどあると思いますが、休み時間等はどうかされているのでしょうか。

渡邊課長

小学校では3学年ずつ分けて休み時間を設けていたり、5分程度ずらすなどしている学校もあります。

田中委員

まだ登校することを不安に思う保護者の方もおられると思いますが、欠席されている児童・生徒はいますか。

渡邊課長

小学校1校で1名、中学校1校で1名が登校を控えておられます。

太田委員

今年はプールを実施しないということで、北河内の他市でも同様と聞いていますが、大東市でなんとか実施できないのでしょうか。健康診断や日程の問題などもあると思いますが、夏季休業期間も短縮され、本当に暑い中、登校しますし、子ども達にとっても楽しみの一つだと思います。

奥村課長

北河内7市において、プール指導はしないということになっています。健康診断を実施していない、着替えの際にマスクを外してしまう、更衣室での密集を避けられないなど、不安が拭えないためです。

太田委員

密集を避ける対応は何かできるのではないですか。他に決定的な理由はありますか。健康診断ができていないことですか。教育委員会での決定事項ですか。

奥村課長

健康診断をしていないことで不安が生じる児童・生徒もいると考えていま

水野教育長  
伊東指導監

す。決定につきましては、教育委員会で決定し各校へ通知しています。

プール指導を行うかどうかの決定権はどこにありますか。

教育課程の決定権は学校にありますので、プールに関しても本来であれば学校長の権限であります。今般の件に関しましては、校園長会でも相談させていただきましたが、学校によつての違ひが生じないようにというのが、市として統一すべきこととしました。市によつては、ごく小規模の学校で密集が生じない所であれば、実施する学校もあると聞いています。本市では学年単位や、学年を組み合わせて実施する所もありますので、密集を完全に避けて実施することは難しいと考え、今年については見合わせるということになりました。

田中委員

1学期が延長になり、今年はかなり暑くなるという予報も出ている中、体育の授業での水泳も視野に入れておいても良いのではないのでしょうか。

水野教育長  
齋藤委員

種々の状況、意見を踏まえて、検討いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症が終息に向かう中で、放課後児童クラブでの子ども達の様子など、変化はありますか。

平岡課長

放課後児童クラブにつきましては、3月2日の臨時休校時から朝から利用できるような体制になっております。指定管理者である社会福祉協議会で運営していますが、万全の体制で迅速に対応いただいています。通常80%程度の利用率ですが、臨時休校期間中は20~55%と利用自粛にもご協力いただき、利用料の減免措置も実施致しました。学校再開に伴い、通常の利用に戻りましたが、感染症対策を積極的に取り組んでいるところです。

齋藤委員  
北村所長  
前島所長  
水野教育長

青少年教育センターの他市の方の利用状況はどうですか。

北条青少年教育センターは他市からも利用者が来られています。

野崎青少年教育センターは他市からの利用はない状況です。

以上をもちまして、6月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和2年7月30日

水野教育長

太田委員